

広報
Kouhou Wakasa

わかさ

2025年
10月号
No.247

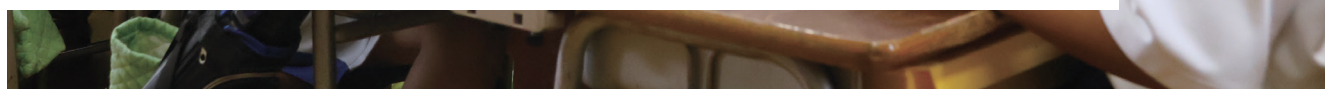
走り抜ける、
青春が待っている。

P2-3 給食費無償化スタート

P4-7 令和6年度 決算報告



給食費無償化スタート



おなかも、こころも、
まんぷくに。

町の願いを、給食にのせて。

若狭町では、2学期から全ての小学校と中学校を対象とした給食費の無償化がスタートしました。

お昼休みが楽しみになる理由は、ふっくらごはんとあったかいスープ。

そして、それらを美味しく安心して味わえること。

家庭の負担を無くし、全ての子どもたちに“あたたかな給食”を届けたい。

そんな想いから、給食費を無償化しました。

大人になったとき、「学校の給食、おいしかったな」と思い出してくれたら。

そう願いながら、若狭町はこれからも子どもたちの健やかな成長を応援していきます。

事業概要

事業の目的

教育、子育て環境の充実を図る施策のひとつとして、昨今の急激な物価高において保護者の経済的負担を軽減することで、子育て世代を支え、町の将来を担う子どもたちを育てていくために、学校給食費の無償化を実施する。

開始時期

令和7年9月分給食費から

児童・保護者の声

給食はいつも美味しいです。友達と話しながら美味しい給食を食べる時間がとても楽しいです。

(小学4年生 児童)

毎月の出費が減り、とても助かります。町が子育て世代を応援してくれていると実感できて、ここに住んでいてよかったと思います。

(中学1年生 保護者)

知って安心！無償化のポイント Q&A

Q. 無償化によって給食の質が落ちたりしない？

A. 給食の質はこれまで通り維持されます。無償化により内容が簡素化されることはありません。引き続き、栄養教諭がバランスのとれた献立を作成し、安全で美味しい給食を提供します。

Q. 財源はどうなっているの？

A. 子育て支援の視点から、ふるさと納税を活用させていただいています。

Q. 保護者側の手続きは必要？

A. 無償化に際して保護者の方の手続きは不要です。ただし、食物アレルギーや欠席の連絡など、保護者の皆さまとの連携は今後も引き続き必要となります。

渡辺町長・松宮教育長 学校給食視察

町内の小・中学校において給食費が無償化されたことに伴い、無償化された給食を視察するため、9月5日に渡辺町長と松宮教育長が三方小学校を訪問し、児童たちと一緒に給食を味わいました。

渡辺町長と松宮教育長は児童たちと同じ給食を味わいながら、給食や学校生活の話に耳を傾け、子どもたちとの交流を深めました。

視察後、渡辺町長は「今後も美味しく安心・安全な給食を提供していく。子どもたちには健やかに成長してほしい」と語りました。



＼ 覗いてみよう！／
学校給食ができるまで。

01 食材が到着



新鮮な野菜やお肉、お米などの食材が給食センターに届けられます。地元の食材も取り入れながら、子どもたちの健康を支える準備が始まります。

給食センターで調理開始。 02



届いた食材は、栄養教諭が考えたバランスのよい献立に沿って、調理員さんたちの手で丁寧に調理されます。衛生管理も徹底され、おいしい給食ができあがります。

03 みんなで一緒に「いただきます」



できたての給食は各学校に届けられ、子どもたちは、友だちや先生と一緒に「いただきます！」

食を通して学びやふれあいの時間が広がります。

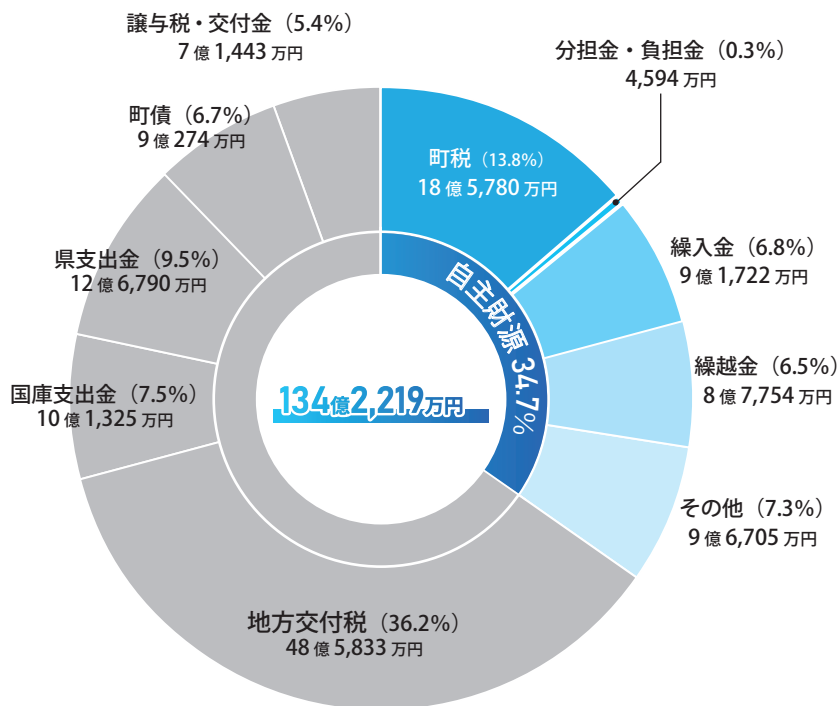
令和 6 年度決算が 9 月定例議会で承認されました。昨年度はどれくらいの収入があり、どのような事業に使われたのか、令和 6 年度の決算の概要と財政状況をお知らせします。

一般会計 歳入

134億2,219万円
自主財源 34.7%

歳入総額は、前年より約 7,000 万円増加しました。

令和 5 年度決算と比べると、繰越金が約 1 億 4,000 万円、町債が約 2 億円減少し、地方交付税が約 1 億 2,000 万円、その他に含まれる寄付金が約 1 億 8,000 万円の増加となっています。



令和 6 年度の主な事業

町制 20 周年記念事業

若狭町誕生から 20 年の節目となる年に、これまでの歩みを見つめる機会として、また、これから続く未来へつなげていくために記念事業等の実施や各種団体が 20 周年を祝う活動の実施により、若狭町への誇りや愛着を創造することができました。



スマートエリア開発事業

上中駅近郊エリアにおいて、無線でインターネットに接続できる環境を整備し、そのインターネット網を使って、スマートポールに搭載する防犯カメラのリアルタイム視聴や、見守りタグを持った子どもが見守りスポットを通ると保護者に位置情報をお知らせする見守りサービスを展開することで、小学生の登下校時や地域住民の安心・安全を確保しました。



災害情報放送設備整備事業

集落の屋外で活動する住民等に、災害関連情報を伝達する手段のひとつとして、ケーブルテレビ網を活用した災害情報放送設備（屋外スピーカー）を町内全域に整備し、住民の安心・安全の充実を図りました。



【数値について】 ※広報では、万円単位で表示している関係上、端数が一致しない場合があります。
※一人あたり、世帯あたりは令和 7 年 3 月 31 日の人口（13,242 人）・世帯数（4,930）で除算しています。

支出は住民一人あたり約 94 万円、 世帯あたり約 254 万円

令和 6 年度一般会計の歳出を見ると、125 億 1,357 万円の支出となり、住民一人あたり約 94 万円、1 世帯あたり約 254 万円が使われたことになります。

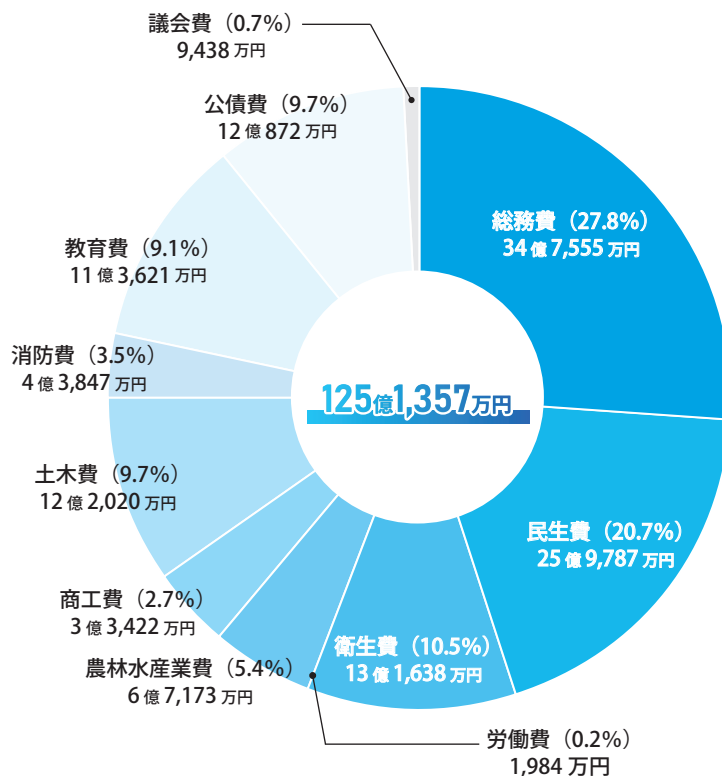
一般会計 歳出

125億1,357万円

歳出総額は、前年より約 3,900 万円増加しました。

令和 5 年度決算と比べると、総務費が 2 億 2,000 万円、民生費が 2 億 1,000 万円増加し、商工費が 1 億 8,000 万円、教育費が 2 億 1,000 万円の減少となっています。

歳入から歳出と翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、約 8 億 7,700 万円となりました。



目的別経費について

議会費

9,438 万円

議会活動の経費です。

衛生費

13 億 1,638 万円

ごみ処理や環境対策・健康づくりなどの経費です。

商工費

3 億 3,422 万円

商工業の振興や観光事業などの経費です。

教育費

11 億 3,621 万円

小中学校・公民館の運営やスポーツ振興などの経費です。

総務費

34 億 7,555 万円

全般的な管理・企画や徴税、戸籍等の事務などの経費です。

労働費

1,984 万円

労働や失業対策などの経費です。

土木費

12 億 2,020 万円

町道や河川の整備、維持管理などの経費です。

公債費

12 億 872 万円

借り入れた町債の返済（元金償還金）の経費です。

民生費

25 億 9,787 万円

高齢者・障害者・児童福祉、保育園運営などの経費です。

農林水産業費

6 億 7,173 万円

農林水産業の振興や、土地改良などの経費です。

消防費

4 億 3,847 万円

消防・防災対策の経費です。

財政指標の分析

財政健全化法に基づき算定した健全化判断比率および資金不足比率を公表します。令和6年度決算に係る指標は、いずれも基準を下回っています。今後も将来の町の財政を圧迫しないよう、財政の健全化につとめていきます。

健全化判断比率

	早期健全化基準	若狭町の比率
実質赤字比率	14.26%	— (—)
連結実質赤字比率	19.26%	— (—)
実質公債費比率	25.0%	15.2% (14.8%)
将来負担比率	350.0%	41.2% (57.7%)

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、令和6年度も黒字決算であり、赤字がないため算定されません。() 内はR5年度値

用語解説

実質公債費比率

借入金の返済額およびこれに準じる額の標準財政規模に対する割合を指標化したもので、数値が低いほど健全であると言えます。

将来負担比率

借入金や負担等の残高の程度を指標化し、将来町の財政を圧迫する可能性の高さを示すもので、数値が低いほど健全であると言えます。

資金不足比率

公営企業の資金不足額を、料金収入等の事業規模と比較して指標化したもので、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

資金不足比率

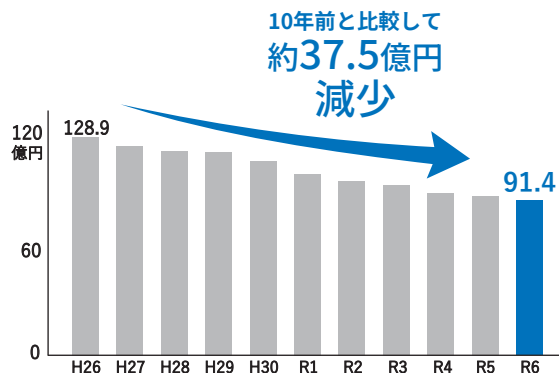
会計	財政健全化基準	若狭町の比率
土地開発事業	20.0%	— (—)
水道事業	20.0%	— (—)
工業用水道事業	20.0%	— (—)
下水道事業	20.0%	— (—)
国民健康保険上中診療所事業	20.0%	— (—)

() 内はR5年度値

地方債残高 約91.4億円（前年比▲2.7億円）

地方債残高は、約2.7億円減少し、約91.4億円（普通会計）となっています。なお、町民一人当たりで換算すると69万円（前年比▲1万円）となります。※

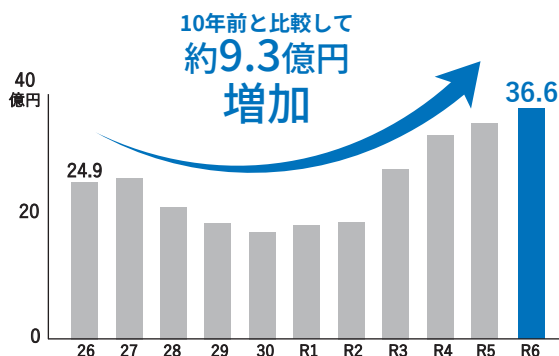
全ての会計（一般会計、7特別会計、4企業会計）では、約144.8億円となっています。



基金残高 約36.6億円（前年比+2.4億円）

基金残高は、約2.4億円増加し、約36.6億円となっています。なお、町民一人当たりで換算すると、約28万円（前年比+3万円）となります。※

そのうち、目的基金を除いた自由に利用できる基金は、約20.9億円です。



※令和7年3月31日の人口（13,242人）で除算

特別会計・企業会計

✓ **特別会計** …特定の事業について独立した予算で行う会計

✓ **企業会計** …地方公営企業法の適用を受けるもので、特定の事業について独立採算制をとっている会計

国民健康保険特別会計

歳入／ 14 億 4,993 万円

歳出／ 14 億 4,627 万円

国民健康保険に加入している人の医療費給付などを行う会計です。

土地開発事業特別会計

歳入／ 1 億 9,141 万円

歳出／ 1 億 9,141 万円

土地造成・分譲を行う会計です。井ノ口地係に新たな分譲住宅団地を造成しました。

後期高齢者医療特別会計

歳入／ 2 億 3,885 万円

歳出／ 2 億 3,884 万円

75 歳以上の高齢者の保険料を徴収するための会計です。支出の大部分は、福井県後期高齢者医療広域連合へ支出する保険料です。

水道事業会計

(企業会計)

収益的（消費税抜き） 収入／ 3 億 8,903 万円

支出／ 3 億 6,230 万円

資本的（消費税込み） 収入／ 7 億 3,756 万円

支出／ 8 億 7,552 万円

水道事業を運営するために設けられた独立採算制の会計です。

直営診療所特別会計

歳入／ 1 億 5,611 万円

歳出／ 1 億 4,089 万円

三方診療所と巡回診療所を運営するための会計です。主な収入は、私たちが受診した際に支払う診療費です。

工業用水道事業会計

(企業会計)

収益的（消費税抜き） 収入／ 2,525 万円

支出／ 3,587 万円

資本的（消費税込み） 収入／ 0 万円

支出／ 0 万円

工業用水道事業を運営するための会計で、若狭中核工業団地の 7 企業に工業用水を供給しています。

介護保険特別会計

歳入／ 20 億 1,628 万円

歳出／ 19 億 4,351 万円

65 歳以上（特定疾病のある人は 40 歳以上）で、介護認定を受けた人の介護に必要な費用の給付や、介護サービスの提供を行うための会計です。

下水道事業会計

(企業会計)

収益的（消費税抜き） 収入／ 8 億 3,280 万円

支出／ 8 億 4,069 万円

資本的（消費税込み） 収入／ 5 億 7,249 万円

支出／ 7 億 7,877 万円

下水道事業を運営するために設けられた独立採算制の会計です。

農業者労働災害共済事業特別会計

歳入／ 161 万円

歳出／ 115 万円

農業労働による災害を受けた人を救済するために設けられた独立採算制の会計です。

国民健康保険上中診療所事業会計

(企業会計)

収益的（消費税抜き） 収入／ 4 億 5,441 万円

支出／ 4 億 6,950 万円

資本的（消費税込み） 収入／ 3,620 万円

支出／ 7,216 万円

上中診療所を運営するための会計です。主な収入は、私たちが受診した際に支払う診療費です。

町営住宅等特別会計

歳入／ 3,263 万円

歳出／ 3,009 万円

町営・公営住宅の維持管理を行う会計です。主な収入は、住宅入居者の家賃です。

問い合わせ 総務課 ☎0770-45-9109

11月

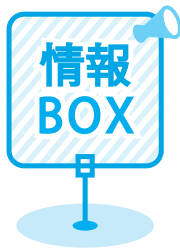
くらしの カレンダー

■子育てのこと ■相談ごと ■健康のこと



1	土		特定健診・がん検診(肺・結核・胃・大腸)・肝炎検査・骨密度測定【要予約】 8:30-11:00 リブラ若狭 がん検診(大腸・乳・子宮頸)【要予約】 13:00-14:00 リブラ若狭
2	日		
3	月		
4	火		こころの相談 10:00-11:30 若狭健康福祉センター
5	水	12か月育児教室 受付9:30-9:40 三方保健センター 赤ちゃん広場 10:00-11:30 リブラ若狭	上中楽々健康体操教室 受付9:30～ 開始10:00～ 歴史文化館2階講堂
6	木	10か月育児教室 受付9:00-9:10 三方保健センター	
7	金	すくすく広場(うんどうかい)【要予約】 10:00-11:30 パレア若狭	三方楽々健康体操教室 受付9:00～ 開始9:20～ 三方保健センター 三方健康体操教室 受付10:00～ 開始10:30～ 三方保健センター
8	土		結婚相談 9:30-12:00 パレア若狭 行政相談 9:00-12:00 熊川公民館 こころの相談 10:00-11:30 若狭健康福祉センター
9	日		特定健診・がん検診(肺・結核・胃・大腸・乳・子宮頸)・肝炎検査・骨密度測定 【要予約】 8:30-11:00 歴史文化館
10	月		上中健康体操教室 受付13:30～ 開始14:00～ 歴史文化館2階講堂 心の健康相談 14:00-17:00 二州健康福祉センター
11	火	2歳育児教室 受付9:00-9:20 三方保健センター いきいき広場 9:30-11:00 わかば、みそみ保育所	心配事相談 9:00-12:00 パレア若狭 法律相談【要予約】 13:00-16:00 パレア若狭
12	水	いきいき広場 9:30-11:00 三宅、気山保育所	上中楽々健康体操教室 受付9:30～ 開始10:00～ 歴史文化館2階講堂 オレンジカフェ(認知症カフェ) 10:00-12:00 歴史文化館2階会議室 人権相談 9:00-12:00 シルバー交流プラザ
13	木	からだスッキリママ体操【要予約】 10:00-11:00 パレア若狭 いきいき広場 9:30-11:00 とばっ子、ののはな、中央保育所	
14	金	にこにこ交流会(ハンドメイド布小物)【要予約】 10:00-11:30 梅の里保育園	三方楽々健康体操教室 受付9:00～ 開始9:20～ 三方保健センター 三方健康体操教室 受付10:00～ 開始10:30～ 三方保健センター
15	土	プレママプレパパ相談会【要予約】 13:30-15:00 パレア若狭	
16	日		
17	月		上中健康体操教室 受付13:30～ 開始14:00～ 歴史文化館2階講堂 心の健康相談 14:00-17:00 二州健康福祉センター
18	火		行政相談 9:00-12:00 三方公民館
19	水	にこにこカフェ【要予約】 10:00-11:30 西田公民館	上中楽々健康体操教室 受付9:30～ 開始10:00～ 歴史文化館2階講堂
20	木	1歳6か月児健診 受付9:00-9:20 三方保健センター おひさま広場(焼き芋) 9:30-11:30 明倫保育園 鳥羽ミニすく(おやつ試食会)【要予約】 10:00-12:00 鳥羽公民館	
21	金	すくすく広場(歯のおはなし)【要予約】 10:00-11:30 パレア若狭 にこにこ交流会(助産師さんとお話・計測) 10:00-11:30 西田公民館	三方楽々健康体操教室 受付9:00～ 開始9:20～ 三方保健センター 三方健康体操教室 受付10:00～ 開始10:30～ 三方保健センター
22	土		
23	日		
24	月		
25	火	いきいき広場 9:30-11:00 わかば、みそみ保育所	
26	水	7か月育児教室 受付9:00-9:10 パレア若狭 いきいき広場 9:30-11:00 三宅、気山保育所	上中楽々健康体操教室 受付9:30～ 開始10:00～ 歴史文化館2階講堂 オレンジカフェ(認知症カフェ) 10:00-12:00 わらく(上吉田)
27	木	4か月育児教室 受付9:30-9:40 パレア若狭 いきいき広場 9:30-11:00 とばっ子、ののはな、中央保育所	
28	金		三方楽々健康体操教室 受付9:00～ 開始9:20～ 三方保健センター 三方健康体操教室 受付10:00～ 開始10:30～ 三方保健センター
29	土		
30	日		

※健康体操教室についてのお問い合わせは福祉課 地域包括支援センター(☎0770-62-2702)まで
※ストレス・心の相談は随時受付中 お問い合わせは子育て支援課(☎0770-62-2704)まで
※変更がある場合は、行政チャンネル等でお知らせします。



“若狭町公式 LINE による戸籍謄本・抄本の交付申請について”

10月1日から、若狭町公式LINEによる戸籍謄本・抄本の交付申請ができるようになりました。（令和6年度から、若狭町公式LINEによる住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、身分証明書、独身証明書の交付申請を開始しています）

本人確認はマイナンバーカードに格納された電子証明書を利用して行い、交付手数料等の支払いはクレジットカード等を利用してオンライン決済できるため、24時間いつでもお手続きが可能です。申請された書類は郵送でお届けします。役場窓口に行かなくても証明書を取得できますので、ぜひご利用ください。



◀詳細は若狭町ホームページをご確認ください。



若狭町公式 LINE

友達登録はこちらから▶



問い合わせ

税務住民課 窓口係

☎0770-45-9106

上中窓口

☎0770-62-2700

“救急医療情報キットの内容は、常に新しい情報に更新しましょう”

救急医療情報キットには、常に最新の情報を入れておくことが重要です。更新をしないと、いざという時に誤った処置を行ってしまう可能性があります。

「救急キット」および「緊急連絡先メモ」の内容を確認のうえ、本人またはご家族で定期的に修正作業を行ってください。なお、配布対象者の方で、新規で設置を希望される場合は、福祉課へご連絡ください。

■救急医療情報キットとは

「緊急連絡先」などの情報に加え、「かかりつけ医」や「服薬」などの医療情報を入れた専用の容器（筒）を保管しておくことで、もしもの緊急時に備えるものです。かけつけた救急隊が取り出して、搬送先の医療機関に手渡すことで、速やかでより適切な救急活動につなげることができます。

※「かかりつけ医」や「服薬」などの医療情報は、マイナンバーカードを救急隊員に提示することにより、その場で医療情報を読み取ることもできます。

■配布対象者

- ① ひとり暮らしの方（おおむね65歳以上）
- ② 高齢者世帯（夫婦どちらかが70歳以上）
- ③ 障がいをお持ちの方
- ④ 日中独居の方（おおむね70歳以上）



若狭町救急カード

氏名	住所	電話番号	緊急連絡先
性別	年齢	職業	かかりつけ医
アレルギー	服薬	既往歴	その他

■更新時の注意

- ① 救急カードは、最新の情報に更新する
- ② 更新、修正の有無に関わらず、確認日を右上に記入する（救急カード、緊急連絡先メモ）
- ③ 救急キットの中に最新の薬剤情報提供用紙を入れる
（提供用紙の代わりとして、救急隊員にマイナンバーカードを提示することでも可）
- ④ 救急カードを追加で希望する場合、福祉課へ連絡する
（最寄りの民生委員さんへ連絡、または町ホームページからダウンロードも可）

問い合わせ

福祉課

☎0770-62-2703

“秋の地域運転者講習会”

令和7年度地域運転者講習会を以下の日程のとおり開催します。運転者のみなさまは受講していただくようお願いします。受講者には粗品とHAPIPO（ハピポ）50ptをプレゼント！事前のお申し込みは不要です。

■開催日時等

- 10月27日（月） 15:00～ リブラ若狭 講堂
19:00～ リブラ若狭 講堂
- 11月14日（金） 15:00～ パレア若狭 研修室
19:00～ パレア若狭 研修室

※いずれも1時間程度で終了予定です。

問い合わせ

環境安全課

☎0770-45-9126

“第2回難病講演会・個別相談会

「リハビリ専門家が伝えたい効果的な運動のポイント”

二州健康福祉センターでは、難病患者やそのご家族および関心のある方を対象に、講演会と個別の相談会を開催します。

■開催日時

11月6日（木） 13:30～

■参加費

無料 【締切】10月22日

■開催場所

敦賀市立看護大学

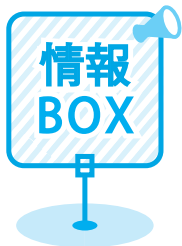
■内容

- ・講演会 13:30～14:10
- ・個別相談会（要予約）14:15～15:50

問い合わせ

二州健康福祉センター

☎0770-22-3747



暮らしに役立つ情報をお届けします

“子どものインフルエンザワクチンの予防接種の助成について”

子どものインフルエンザ予防接種の費用の一部を助成します。予防接種法に基づかない任意の予防接種であり、接種義務はありません。接種のメリット（重症化・発症予防等）とデメリット（副反応等）を十分理解した上で接種してください。

■対象者

若狭町の住民で、生後6か月以上から
高校3年相当（平成19年度生まれ）までの方

■接種対象

13歳以上 2回
13歳未満 1回 ※

■助成対象となる接種期間

令和7年10月15日（水）～令和8年1月31日（土）

※医師の判断で2回接種する場合は、2回目も助成の対象となります。

■助成額

1,500円／回

※ 保護者様の負担額は、接種費用－1,500円です。令和6年度と扱いが変更しています。ご了承ください。

※ 令和7年度は点鼻ワクチンも助成対象とします。

■助成金の申請方法

①一旦医療機関で接種費用を全額支払う。（領収書および明細書は必ず保管してください）

②後日、以下のいずれかの方法で申請する。

・若狭町公式LINEから申請

・窓口へ申請書類（申請書、領収書、振込口座通帳コピー）を提出

（申請書様式は若狭町ホームページからダウンロードして頂くか、健康医療課に設置してあります）

③申請後（約1か月後）に、町の助成額1,500円を指定の口座へ振り込みます。

【申請期限】令和8年2月27日（金）まで

■その他

・子どもの新型コロナウイルスワクチンの助成は実施いたしません。

・インフルエンザワクチンおよび健康被害救済制度については、厚生労働省のホームページをご確認ください。



▲接種を受けた後に副反応が起きた場合の健康被害救済制度



▲子どもインフルQ&A



◀若狭町公式LINEからの申請はこちら

問い合わせ 健康医療課 ☎0770-62-2721

“令和7年度 福井県介護者支援 介護の日記念講演会 「介護で人生をあきらめない～介護との向き合い方～」”

高齢化が進む中、介護は他人ごとではありません。大切な家族に介護が必要となったとき、自分自身も大切にしながら介護と向き合うには、どうするとよいのでしょうか。福井県では家族介護者支援の一環として、介護と育児のダブルケアの経験のある講師による講演会を開催します。現在介護をしている人も、していない人も、お申込みお待ちしております。

■テーマ

介護で人生をあきらめない～介護との向き合い方～

■講師

NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン

事務局長 森川 恵子 氏

■開催日時

11月29日（土）14:00～16:00

■開催場所

サンドーム福井 管理棟2階 小ホール（越前市瓜生町5-1-1）

■対象

どなたでもお申込みいただけます（定員100名先着順）

■参加費

無料

■申込み方法

QRコードまたはFAX・メールに氏名・連絡先等を記入のうえ、お申込みください。【締切】11月21日（金）



▲申込みはこちらから

問い合わせ 福井県健康福祉部長寿福祉課
☎ 0776-20-0330
FAX 0776-20-0713
✉ choju@pref.fukui.lg.jp